

株式会社大戸屋ホールディングス定款

昭和 52 年 4 月 16 日 作成	昭和 52 年 4 月 19 日 公証人認証	昭和 52 年 4 月 22 日 会社設立	平成 12 年 7 月 31 日 改正
平成 12 年 9 月 30 日 改正	平成 12 年 12 月 18 日 改正	平成 13 年 4 月 1 日 改正	平成 13 年 6 月 21 日 改正
平成 14 年 6 月 27 日 改正	平成 15 年 6 月 25 日 改正	平成 16 年 6 月 25 日 改正	平成 17 年 6 月 24 日 改正
平成 18 年 6 月 23 日 改正	平成 21 年 6 月 25 日 改正	平成 22 年 6 月 25 日 改正	平成 23 年 6 月 24 日 改正
平成 25 年 6 月 25 日 改正	平成 27 年 6 月 25 日 改正	令和 3 年 2 月 18 日 改正	令和 3 年 6 月 15 日 改正
令和 4 年 6 月 24 日 改正			

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社大戸屋ホールディングスと称し、英文では OOTOYA Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店の経営
2. フランチャイズシステムによる飲食店の加盟店募集および加盟店に対する経営指導
3. 前号の加盟店の品揃えの指導およびこれに伴う必要商品の供給
4. 弁当・惣菜等の調理食品の製造・販売および宅配業務
5. 店舗用設備および店舗用什器備品の販売並びにリース
6. 日用品雑貨、衣料品の販売
7. 食料品、調味料、嗜好品、飲料等の製造、輸入、仕入、加工および販売
8. 給食業務の受託、管理
9. 不動産の売買、賃貸および管理
10. 金銭の貸付並びに債務の保証
11. 損害保険代理業および生命保険募集に関する業務
12. 店舗設計および総合室内装飾の企画、デザイン業務
13. 上記の各事業に関するノウハウの提供および指導
14. 国内外の会社の株式または持分を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配および管理
15. 前各号に付随する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,872万50株とし、このうち2,872万株は普通株式、50株は第1回優先株式とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、普通株式については100株、優先株式については1株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 第1回優先株式

(優先配当金)

第12条 の1
当社は、期末配当金を支払うときは、第1回優先株式を有する株主（以下「第1回優先株主」という。）または第1回優先株式の登録株式質権者（以下「第1回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の金銭（以下「第1回優先配当金」という。）を支払う。

第1回優先配当金 = 10,000万円 × 3.5%

- 2 当社は、中間配当を支払うときは、第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株式1株につき第1回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「第1回優先中間配当金」という。）を支払う。
- 3 第1回優先中間配当金が支払われた場合においては、第1項の第1回優先配当金の支払いは、第1回優先中間配当金を控除した額による。

(累積条項)

第12条 の2
ある事業年度において、第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第1回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、第1回優先配当金および普通株主または普通登録株式質

権者に対する配当金に先立って、これを第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に支払う。

(非参加条項)

第12条 の3

第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に対しては、第1回優先配当金を超えて配当はしない。

(残余財産の分配)

第12条 の4

当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に対し、第1回優先株式1株につき、10,000万円に第3項に定める第1回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

- 2 第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。
- 3 第1回優先株式1株当たりの第1回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第1回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に対して第1回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(議決権)

第12条 の5

第1回優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(買受け等)

第12条 の6

当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に第1回優先株式のみを買い受けることができる。

- 2 第1回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、第1回優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。

(新株引受権等)

第12条 の7

当社は、第1回優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(株式の併合または分割)

第12条 の8

当社は、第1回優先株式について株式の分割または併合を行わない。

(株式を対価とする取得請求)

第12条 の9

第1回優先株主は、令和6年3月1日以降、いつでも、当社に対して、その有する第1回優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、第1回優先株主が取得の請求をした第1回優先株式を取得するのと引換えに、次項に定めるところに従って算出される数の当社の普通株式を、当該第1回優先株主に対して交付するものとする。

- 2 第1回優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。なお、取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式の数 = $\frac{\text{第1回優先株主が取得の請求をした第1回優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$

- 3 前項に定める取得価額は、第1項に定める取得請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(金銭を対価とする取得請求)

第12条 の10

- 第1回優先株主は、法令上可能な範囲で、第1回優先株式1株につき10,000万円に第1回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当会社に対して、自己の有する第1回優先株式の全部または一部の取得を請求することができる。
- 2 前項に定める第1回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第1回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日（いずれも、同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- 3 第1項に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当しまたは支払うことを決定した金額および取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行または決定された金額（他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む。）の合計額を控除した金額（以下「限度額」という。）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。

第4章 株主総会および種類株主総会

(招集)

- 第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。
- 2 種類株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第15条 株主総会（種類株主総会を含む。以下、本章において同じ。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 株主総会においては、取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 5 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12 名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、役付役員若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第 27 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査委員会の決議の方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 7 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 38 条 当社は、会計監査人の会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

2 当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議により定める。

(剰余金の配当基準日)

第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の第 38 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

(株主総会資料の電子提供制度導入に関する経過措置)

当現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。
3 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上